

2016年9月21日
全国港湾16発第19号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

韓進海運の法定管理申請に伴う対策委員会の設置と実態調査に関する指示

全国港湾第12回中執(9月14日)及び、第9回定期大会(9月14~15日)は、韓進海運が法定管理(日本における会社更生法)申請によって事実上の倒産となった事態に対し、韓進海運対策委員会を設置し、雇用問題を中心に産別として対策を講じていくことを確認した。

現在まで、滞留した貨物や空コンテナについての緊急対応で臨時的に対応しているが、今後、同社及び韓国当局の措置如何にもよるが、同社の参加するコンソーシアム内の配船などの調整を見定めながら、労働組合としての具体的対策が求められるところである。

したがって、当面は上記のような臨時的な対応を進めながら、具体的な雇用・職域への影響について実態を把握していくことが大事であるとの認識のもとに、実態把握のための調査を行うこととする。

ついては、各単組・地区港湾は、下記の取り組みを進めるよう指示する。

記

1. 各単組・地区港湾は、対策委員を選任し、全国港湾書記局に報告すること。
 - (1) 選出は、10月6日(木)までとすること。
 - (2) 各単組においては、中央事前協議委員を選任し、中央事前協議委員を出していない単組は担当役員を選任すること。
 - (3) 関係地区港湾(韓進海運が寄港している港湾)は、担当者1名を選任すること。
 - (4) なお、第9回大会中に対策委員会を緊急に開催したが、本指示文書に基づく委員選任と、調査活動を取りまとめ次第、第二回対策委員会の開催と招請を別途指示するので、参加のこと。
2. 実態調査について
 - (1) 関係地区港湾は、別添の調査用紙に調査結果と必要事項を記入し、全国港湾書記局に返送(FAX・メールいずれも可)すること。返送は、10月6日(木)までとすること。
なお、調査は「利用ターミナル、並びに航路単位の調査」としますので、同一港で利用ターミナルが異なる場合は、調査用紙をコピーして記入のこと。
 - (2) 各単組は、地区港湾の調査に積極的に協力するよう縦指示を取り組むこと。

以上

<添付> 韓進海運に関する調査報告用紙